四日市市上下水道局管理規程第5号

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

0.16ヘクタール

② 南部処理区

イ 計画処理人口 98,150人

ア 予定処理区域面積 554.6

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程(平成17年四日市市上下水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(下水道事業の計画)	(下水道事業の計画)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 前項に掲げる汚水計画は、次のとお	2 前項に掲げる汚水計画は、次のとお
りとする。	りとする。
(1) 単独公共下水道	(1) 単独公共下水道
ア 予定処理区域面積 3,009.	ア 処理区域面積 2,924.3へ
<u>5</u> ヘクタール	クタール
イ <u>計画処理人口</u> <u>133,360</u> 人	イ <u>処理人口</u> <u>131,900</u> 人
ウ 1日最大処理能力(特定環境保全	ウ 1日最大処理能力(特定環境保全
公共下水道分含む) <u>82,700</u>	公共下水道分含む) <u>91,300</u>
立方メートル	立方メートル
(2) 北勢沿岸流域下水道関連公共下水	(2) 北勢沿岸流域下水道関連公共下水
道	道
① 北部処理区	① 北部処理区
ア 予定処理区域面積 2,22	ア 処理区域面積 2,183.1

ヘクタール

② 南部処理区

イ 処理人口 98,300人

ア 処理区域面積 536.6~

ヘクタール

イ 計画処理人口 19,000人

(3) 特定環境保全公共下水道

ア 予定処理区域面積 124.6へ クタール

イ 計画処理人口 1,380人

- 3 第1項に掲げる雨水計画は、次のと | 3 第1項に掲げる雨水計画は、次のと おりとする。
 - (1) 単独公共下水道

ア 予定排水区域面積 2,366. 8ヘクタール

- (2) 北勢沿岸流域下水道関連公共下水 道
 - ① 北部処理区 ア 予定排水区域面積 1,42 3. 6ヘクタール
 - ② 南部処理区 ア 予定排水区域面積 273.1 ヘクタール
- (3) 朝明都市下水路 ア 集水区域面積 256.4ヘクタ

タール

イ 処理人口 20,400人

(3) 特定環境保全公共下水道

ア 処理区域面積 124.3ヘクタ ール

イ 処理人口 2,230人

- おりとする。
 - (1) 単独公共下水道

ア 排水区域面積 2,366.8へ クタール

- (2) 北勢沿岸流域下水道関連公共下水 道
 - ① 北部処理区 ア 排水区域面積 1,423.6 ヘクタール
 - ② 南部処理区 ア 排水区域面積 273.1ヘク タール
- (3) 朝明都市下水路 ア 排水区域面積 256.4ヘクタ

ール

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)